

(別紙1)《会派用》

令和8年8月3日

狹山市議会議長
金子 広 和 様

会 派 名 健政会
代表者氏名 太 田 博 希



視 察 報 告 書

このことについて、別紙のとおり、報告がありましたのでご報告いたします。

代 表 者 太 田 博 希 様

視察者（代表）氏名 酒井 英男



視 察 報 告 書

このことについて、次のとおり報告します。

- 1 期 間 令和8年7月13日～ 令和8年7月14日（1泊2日）
2 視 察 先

.....
(1) 長崎県大村市

.....
(2) 福岡県飯塚市

3 調 査 事 項

.....
(1) 大村市こども未来館「おむらんど」

.....
・こども未来館「おむらんど」の運営概要及び利用状況について

.....
・こども家庭センターにおける妊娠期から子育て期までの伴走型支援に
ついて

.....
(2) 飯塚市役所

.....
・「こども・若者プラザいいづか」を拠点とした包括的支援及び子ども・
若者支援施策について

4 視察参加人数 5人

参加者は次のとおり

.....
太田博希、笹本英輔、酒井英男、豊泉正人、福田 正

5 調 査 概 要

.....
別紙のとおり

狹山市議会健政会視察報告書 1

◆視察テーマ 長崎県大村市

「こども未来館『おむらんど』及びこども家庭センターによる一体的な子育て支援について」

1 視察概要

- ・視察日：令和8年7月13日
- ・視察先：大村市こども未来館「おむらんど」（市民交流プラザ内）
- ・所在地：長崎県大村市本町
- ・説明者：大村市こども未来部（こども政策課、こども家庭課）職員 ほか
- ・視察目的：屋内型の子育て支援拠点であるこども未来館の設置背景・整備手法・運営状況と、こども家庭センターによる妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援・児童虐待防止の取組について、両者を一体的に運用する大村市の子育て支援体制を調査研究し、本市施策の参考とするもの。

2 視察先の概要

(1) 大村市の概況

大村市は、人口10万人を目標としてきたが現在はこれに至らず、微減傾向にある。高齢化率は26.4%と長崎県平均を下回っており、県内では比較的若い年齢構成の都市である。人口増加の多くは県内他自治体からの転入によるものであり、また、市内には自衛隊の3つの部隊が所在するため人口の流動性が高く、市内に親族や顔見知りの少ない核家族の子育て世帯が多いという特徴を有している。

出生数は、以前は年間1,000人を超えていたが徐々に減少し、令和7年は798人となっている。一方、合計特殊出生率（最新値は令和4年）は全国及び長崎県を上回る水準にある。また、分娩取扱施設が令和7年4月時点で国立病院機構長崎医療センターと民間1施設の計2か所に減少していることが課題となっており、庁内に検討委員会を立ち上げ、市民病院への産科設置の可能性等について検討を進めているが、人材確保の面から容易ではない状況とのことであった。

(2) 一体的な子育て支援の実施体制

大村市では、遊び場の提供と専門的支援を一体化した切れ目のない子育て支援体制を構築している。支援体制の特徴としては、相談窓口・遊び場となる「こども未来館」と、専門支援を担う「こども家庭センター」を同じ「こども未来部」が一体的に運営している。また、職員が同じ「こどもセンター」で執務しているため、未来館で受けた相談を保健師などの専門職へ迅速につなぐことができます。現在は旧郵便局を活用した建物にあるが、2029年度の新しい庁舎の供用開始に合わせ、こどもセンターの機能は新庁舎へ移転する予定。

3 視察内容

(1) 市民交流プラザ 中心市街地の活性化と多様な機能の複合化を目指して整備された施設。

2009 年 12 月の活性化計画に基づき、商店街を含む中心市街地で「歩く人・住む人を増やす」ことを目標に検討が始まった。もともとあった銀行支店の統合に伴い、市が水面下で協議を進めて用地を買い取り、2014 年 11 月にオープンした。

1 階～4 階がコミュニティスペースやホールなどの「市民交流機能」、5 階～12 階が「市営住宅（48 戸）」といった複合的なフロア構成となっている。また、こども未来館は、4 階をメインフロアとし、3 階の一部に事務所を置いている。

(2) 整備費と財源

市民交流プラザは約 16 億円の総事業費に対し、中心市街地活性化基本計画の認定で国費補助率を約 44%に引き上げ、一般財源の投入を約 2 億 5 千万円に抑えた。5 階～12 階の市営住宅と 1 階～4 階の交流施設を一体的に整備し、公営住宅整備に関連する効果促進事業として活用することで、交流施設部分にも約 50%の国費を充当した。

(3) こども未来館設置の背景

こども未来館の設置背景には、主に 3 つの課題認識があった。第一に、市内 24 か所に点在する子育て支援施設を取りまとめる中核的な施設が必要とされていたこと。第二に、転入による核家族世帯が増加したことで、相談先や相談相手が見つからずに孤立する子育て世帯への対策が求められていたこと。第三に、近年の猛暑や自然災害、犯罪リスクなどを背景に、親子が安心・安全に過ごせる屋内の遊び場を確保することであった。これらの課題を踏まえ、市は子育て支援施策の中に「親子のふれあいの場づくり」を明確に位置付けることとなった。



(4) 施設が目指すものとコンセプト

こども未来館は、悩みを抱える保護者が相談しやすいよう、子どもが「遊びに行きたい」と思える環境と、発達に重要な身体を動かせる遊び場の整備を重視している。施設のコンセプトには「未来館の主人公は親子」「遊ぶことは育つこと」「子どもはみんなの大切な宝物」の3点を掲げ、専門スタッフが常駐する市内子育て支援施設の中核として機能している。最大の強みは、遊び場を窓口にしなが、対応が難しい相談を同じ拠点にいる保健師や社会福祉士などの専門職へ円滑につなげられる点にあり、「遊び場を入口として専門支援につなぐ」という大村市の子育て支援の設計思想が具現化されている。

(5) 利用対象・開館時間・利用料

こども未来館の利用対象は原則保護者同伴の乳幼児から小学生までで、開館時間は平日の10時から17時、土日祝日や長期休業日は10時から18時までとなっている。特に利用者が多い休日は予約制による1日4回の入替方式を採用しており、火曜日と年末年始の休館日には遊具のメンテナンスを行っている。利用料は、未就学児とその保護者は悩み相談を主眼とする支援施設であるため無料だが、主対象から外れる小学生については1人100円の負担を求めており、市民と市外利用者の一律料金としている。

(6) 運営体制と利用状況

こども未来館は市の直営施設として子育て支援員を含む10名体制で運営されており、経費の大半を人件費が占めている。令和7年度の年間利用者数は30,829人で、平日は1日平均約83人、土日祝日は約143人が利用しており、コロナ禍の制限による減少から回復傾向にある。利用者の約6割は市内からだが、約4割を占める市外利用者は近隣自治体に留まらず、長崎空港の立地を背景に、移動の合間に子どもを遊ばせながら休憩する県外からの子連れ旅行者の利用も見られる。

(7) 利用者の声と運営上の課題

利用者からは、天候や花粉を気にせず遊べる点や、専門スタッフへの相談と連携のしやすさ、多くの目に見守られる安心感が高く評価されている。一方で課題として、体格差のある0歳児から小学生までが同空間にいるための接触不安があり、現在はエリアを緩やかに分けて対応している。また、近隣の格安市営駐車場の無料化を求める声や、土日祝日の予約難を背景に、有料でもよいから市内の別場所にも同様の屋内施設を整備してほしいという要望が寄せられている。

(8) こども家庭センター設置の背景

遊び場を入口とした相談機能の先で、こども家庭課内のこども家庭センターが専門的・継続的な支援を担っている。こども家庭センターは、核家族化などによる孤立や児童虐待の増加に対応するため、従来の「母子保健」と「児童福祉」の拠点を一体化し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目指して法改正により令和6年4月から全国の自治体に設置されたものである。大村市では、もともと一つの課の中に両機能が配置されていたことから、法施行に先駆けて令和5年度から同センターを設置し運用している。

(9) 専門職の配置と支援体制の強化

こども家庭センターは、設置後に人員体制を大幅に拡充しており、今年度は母子保健機能に保健師 11 名・助産師 1 名・臨床心理士 1 名を、児童福祉機能に社会福祉士 5 名を配置している。新たに雇用された臨床心理士は、精神疾患を抱える方や若年妊婦など、保健師だけでは対応が難しいケースを協働して担当している。さらに、体制強化に伴い、センター長にこども未来部長、統括支援員にこども家庭課長を充てて両機能を一体的にマネジメントするとともに、保健と福祉にまたがる個別ケースを協議する合同ケース会議を定期的開催している。

(10) 伴走型相談支援の実施状況

伴走型相談支援は、全ての妊婦と子育て世帯を対象に、計 3 回の面談やアンケートを通じて継続的な支援と合計 10 万円相当の給付金支給を行うものである。1 回目の妊娠届出時には保健師や助産師が個別面談を行い、スマートフォンの事前予約・問診システムを活用して円滑な関係構築や同センター内の他課へのスムーズな連携を図っている。2 回目の妊娠 8 か月頃にはスマートフォンによるアンケートを実施し、気になる状況や未回答の方には電話等で対応している。3 回目の赤ちゃん訪問では全家庭を訪問し、第 1 子には専門職が、第 2 子以降には地域の健康推進員が赴き、状況に応じた支援を行っている。さらに、これらの面談に加え、医療機関との連携や乳幼児健診といった全数把握の機会を重層的に設けることで、支援が必要な家庭を早期に発見し、地区担当保健師による個別支援など切れ目のない親子支援を実現している。

(11) 事業評価と実績

事業評価の活動指標としては、全数を把握し必要な方へ支援を行うための活動指標を重視している。妊娠届出時を起点に妊娠中に対面やアンケートで接触できた割合は 91.8%に達しており、今後は連絡がつかない残りの方へのアプローチが課題となっている。伴走型相談支援の開始前（令和 4 年度）と比べると、令和 7 年度の妊産婦への電話や訪問などのアプローチ件数は約 5 倍に増加し、相談件数は 577 件となった。今後は赤ちゃん訪問時のアンケートから不安や要望を把握し、伴走型支援の内容に反映させていく予定である。

(12) リスクアセスメントシートによる早期発見の仕組み

支援が必要な家庭を早期発見するため「リスクアセスメントシート」を活用している。このシートは虐待リスクを客観的に把握できるもので、妊娠届出時に全数をチェックし、点数の高い方は母子保健内でのカンファレンスや月 1 回の情報整理を行っている。さらにリスクが高いと判断された場合は、妊娠中から担当者を決めて関わりつつ児童福祉担当とも情報を共有し、乳幼児期にも同様のシートでリスクを継続把握している。このシートの導入により、経験の浅い若手保健師であっても高いリスクを見逃さず、客観的に判断することが可能となっている。

(13) ハイリスク妊産婦の増加

令和 4 年度から令和 7 年度の妊娠届出状況から、ハイリスク妊婦が増加傾向にあることが示された。10 代や精神科・心療内科の既往歴を持つ若年妊婦への継続的な支援、および低 BMI の妊婦への保健指導が重要となっている。

(14) 児童福祉機能の取組

児童福祉機能は、18歳未満（高校卒業まで）の要保護児童とその家庭へのソーシャルワークを担っており、成人後も必要に応じて県やハローワーク、障害福祉などの関係機関へ切れ目なくつないでいる。地域づくりや社会資源の開拓にも力を入れており、令和5年度からは専門施設と連携した「ペアレントトレーニング」を開催し、保護者への早期の関わり方指導と孤立解消による虐待予防を図っている。また、ヤングケアラーや疾患を抱える家庭へのヘルパー派遣による「子育て世帯訪問支援事業」を実施しているほか、今年度からは市内の子ども食堂や居場所をネットワーク化し、地域全体で子どもの変化に気付き見守る体制づくりを進めている。

(15) 相談対応の流れと支援計画

相談と支援の流れは、各母子保健事業を通じた気付きに加え、こども未来館や保育所、学校、警察、医療機関といった関係機関が日頃の関わりから気になる家庭を捉えて連携する体制となっている。相談を受けたケースでは、子どもだけでなく家族全体のアセスメントを行い、定例や臨時のケース会議を活用しながら対応を協議する。継続支援が必要な家庭に対しては保護者と共に困りごとを聞き取って短期目標を盛り込んだ援助計画やサポートプランを作成し、策定後も3か月に1回必ず見直しとモニタリングを行うことで、課題解決に向けた継続的な支援を実施している。

(16) 要保護児童対策地域協議会を活用した連携体制

要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、実務者会議、そして複雑・困難化する事例に定期的に対応する個別ケース検討会議の三層構造で構成されている。個別ケースの会議では、事務局が司会進行を担って課題や支援方針、各機関の役割を議事録として明確に確定し、出席機関へ送付している。これにより、担当者が交代しても支援方針がぶれずに一貫した支援を行えるほか、早期介入によるケースの複雑化防止や迅速な責任体制の明確化が図られている。さらに、一つの機関が問題を抱え込むことによる支援者のバーンアウトを防ぎ、互いに支え合いながら支援を継続できる効果も生み出している。

(17) 運営上の課題と今後の方向性

今後の課題として、社会資源・利用者・行政の3つの側面における整理が示された。社会資源の面では分娩施設の減少や助産師不足、産後ケア宿泊施設の不足が挙げられ、利用者側ではメンタルヘルスに課題を抱える妊産婦の増加に加え、自衛隊の所在による人口流動性の高さから周囲に頼れる親族がいない世帯の多さが課題となっている。また行政側では、新規事業の増加に伴う慢性的な人員不足、必要な人へ情報が届かない発信の難しさ、民間や地域資源の発掘不足に加え、庁内連携の不備（今年度から協議体を設置し改善中）が浮き彫りとなった。今後は行政のみで完結させず、関係機関や庁内が確実に連携し、民間の活力も生かした重層的な形で子どもと家庭を支援していく必要があるとの認識が示された。

4 質疑応答

Q 1 職種の異なる保健師分野と児童福祉分野を一体的に連携させるコツやノウハウはあるか。

A 1 合同ケース会議を開催している。同じケースでも保健師は発達・医療面、児童福祉は家庭環境の調整と視点が異なるため、双方のアセスメントを持ち寄り、どちらが役割を担えば最大限の効果が出るかを合同で検討し、方針を決定・共有している。

Q 2 連携において難しいと感じている点はあるか。

A 2 精神保健の分野である。児童福祉も保健分野も精神保健には弱く、レベルアップが必要と感じている。精神疾患を抱える保護者が増えており、負荷をかけると症状が悪化する恐れもあるため、そうした保護者への支援をどう役割分担するかが現在の課題である。

Q 3 こども未来館では、単なる遊び場にとどまらず、親の育児の悩みやSOSを引き出し相談につなげる工夫をしているか。

A 3 あえて積極的に介入しすぎないようにしている。積極的に話しかけると壁を作ってしまうため、何度も来館してもらい顔見知りになって信頼関係ができた段階で「最近どう？」と言言声を掛け、そこから保健師や園の入園案内等につないでいる。また「心理士とおしゃべりできる日」を設けており、改めて相談窓口に行くのはためらわれても、日頃通う遊び場でなら相談したいという利用者は多い。

Q 4 「子育てしやすい街」として全国1位という高い対外的評価につながったポイントは何か。

A 4 ランキングは「住民評価」と「実績」の2軸で構成されている。住民評価は評価者数が20数人（基準の最低ライン程度）と少ない中で高評価を得たこと、実績は年少人口（0～14歳）比率の高さと過去5年間の伸びが評価された。施策自体は今や他自治体と大差ないが、競艇事業の繰入金で財源に都市インフラへ積極投資し、平成9年から全国に先駆けて第2子保育料無償化を実施するなど、長年の取組で「子育てしやすい街」というイメージ戦略が定着したこと、加えて現市長の下で約10年間「良い施策も必要な人に届かなければ意味がない」との考えで情報発信を強化してきたことが相まった結果と分析している。

Q 5 NICU・GCU入院児の母親や、孤立しやすい外国にルーツを持つ母親などについて、医療機関との連携体制や情報伝達で苦労・配慮している点は何か。

A 5 市内2か所の分娩取扱施設のうち医療センターへは月1回出向き、助産師・小児科医・精神科医等と直接ケース検討・情報共有をしている。多忙な民間医療機関に対しては、妊娠中から支援する対象者の情報を文書で送付し、気になる方がいれば即時連絡をもらう体制としている。外国人妊産婦（令和7年で6人程度）には翻訳サービスやアプリを活用して聞き取りを行い、受診の有無を医療機関と相互に確認し合うなど、妊娠中から継続的にやり取りしている。

Q 6 商業施設（元銀行）を転用した屋内施設について、導入に至る意思決定のプロセスはどうだったか。また、利用料収入と年間約2,700万円の支出とのバランスは適正と受け

止めているか。

A 6 中心市街地活性化が背景にあり、通行量調査で商店街を通るのがほぼ60代以上で子育て世代が通っていない実態から、子育て支援施設という方向性は早期に決定した。全国の施設を視察し、近隣ビルのワンフロアに入れる案もあったが、「遊具を置くだけでは利用されない」との有識者意見も踏まえ、フロア全体を自由度高く設計する現在の形を選んだ。収支は収入で支出を賄える状況に全くないが、そもそも収益施設とは位置付けておらず、従来の窓口ではアプローチできなかった利用者が遊具をきっかけに来館し支援につながる効果を重視している。赤字を理由とした存続議論は議会でも出ておらず、むしろ利用促進に向けた建設的な意見をもらっている。

Q 7 人件費が年々増加し、専門スタッフの不足も課題となる中、コスト増と人材確保を伴うサービス維持にどう対応していくのか。

A 7 サービスは続けたいが財政部局の締め付けは厳しく、常駐職員の増員はコスト的に困難なのが現実である。そのため、こども家庭課の専門職に講師として入ってもらい、隣接する社会福祉協議会の専門職を年数回派遣してもらい、外部の専門家に低単価で参画してもらいなど、既存資源の活用と工夫で対応している。専門職の常駐が理想だが、それが難しい現状では、こうした連携でカバーしていくしかないと考えている。

5 所見

本視察で最も大きな示唆を得た点は、大村市の子育て支援が「遊び場」と「専門支援」を切り離さず、一つの連続した仕組みとして設計されていることだ。「こども未来館」を支援の入口として相談へのハードルを下げ、同じ建物内の「こども家庭センター」の専門職へ切れ目なくつなぐ動線は極めて実践的である。また、同センターを法施行に先行設置し、専門職の大幅増員や合同ケース会議の開催など、実質的な体制強化を伴っている点も高く評価できる。さらに、リスクアセスメントシートによる全数チェックや、要対協の議事録共有による方針の明文化など、客観的な仕組みと実務に根差した知見が徹底されている。整備面でも、市営住宅との合築による国費の有利な活用や、中心市街地活性化と福祉政策を融合させた複合的な政策効果など、限られた財源における好事例となっている。

6 本市への示唆

本市において子育て支援体制の充実を検討するに当たっては、施設や窓口を個別に整備するのではなく、誰もが自然に集まる「遊び場」を入口として「専門支援」へ切れ目なくつなぐ動線設計が重要である。これは本市に共通する子育て世帯の孤立解消や定住促進にも有効と考えられる。次に、こども家庭センターの機能を実質化するため、合同ケース会議の定期開催やリスクアセスメントシートの活用といった連携の仕組みを整えると同時に、スマートフォンの事前問診導入などによる業務のデジタル化・標準化を検討すべきである。さらに、虐待を未然に防ぐペアレントトレーニングや、子ども食堂のネットワーク化といった民間の活力を生かした

重層的な地域見守り体制の構築、および他施策と組み合わせた有利な財源確保の視点も求められる。大村市の一体的な運用は、組織・施設・事業のすべてにおいて理念を具体化した先進事例であり、本市の子育て拠点整備や児童虐待防止策を検討する上で大いに参考とすべきである。



狹山市議会健政会視察報告書 2

◆視察テーマ 福岡県飯塚市

「こども・若者プラザいいづか」を核とした相談支援機関の集約とこども・子育て支援施策について

1 視察概要

- ・視察日：令和8年7月14日
- ・視察先：こども・若者プラザいいづか（複合商業施設「あいタウン」2階）
- ・所在地：福岡県飯塚市吉原町
- ・説明者：飯塚市こども未来部こども若者支援課長 ほか
- ・視察目的：中心市街地の再開発ビル内に青少年関係の相談支援機関を集約し、こども・若者の「居場所」と「相談」の拠点として令和8年4月に開設された「こども・若者プラザいいづか」の設置背景、整備手法、運営状況を調査するとともに、その基盤となる飯塚市のこども・子育て支援施策全体を把握し、本市における今後の施策展開の参考とすることを目的とした。

2 視察先の概要

(1) 飯塚市の概況

飯塚市は福岡県のほぼ中央に位置し、平成18年に1市4町が合併して発足した。市域は213.96平方キロメートルで、宿場町、炭鉱のまちとして発展し、閉山後は市内3大学を生かした学園都市への転換を進めてきた。こども行政では令和6年度に「こども未来部」を新設し、令和8年度には若者支援に注力するため「こども若者支援課」へ改組している。



飯塚市役所

(2) 人口・出生の動向と施策の基本的考え方

出生数は平成27年の年間1,000人超から令和6年には782人まで減少している一方、合計特殊出生率は全国1.15、福岡県1.22に対し1.46を維持している。分析では第1子に比べ第2子以降の出生に課題があることから、「共働き世帯」と「第2子以降」への支援を少子化対策の重点に位置付けている。こども施策は、経済的支援、精神的・身体的支援、こども施策の推進等を組み合わせて展開しており、「こども・若者プラザいいづか」はその中核となる居場所・相談支援の拠点である。

3 視察内容

(1) 婚活支援（いいづか出会いサポートセンターJUNOALL）

公費を投入して婚活事業を行うことが難しい状況にあったことから、公民連携により、費用は全額民間が負担し、市は連携により「お墨付き」を与えて参加者・登録者に安心感を与える役割を担う形で、「いづか出会いサポートセンターJUNOALL（ジュノール）」による登録・マッチング・相談事業を展開している。ジュノールは全国展開されている取組で、提唱者に前福岡県知事がいた縁もあり事業参画したものである。会員登録者数は291人、新規登録者数は年44人とコンスタントに登録があるが、登録者数が微増していることは、婚姻（成婚退会）になかなか進んでいない面もあると分析しているとのことであった。

(2) 経済的支援 その1 第2子以降の保育料完全無償化

「第2子以降の出生率の低さ」「共働き世帯への支援」という分析を踏まえた市独自事業として、第2子以降の保育料の完全無償化を実施している。特徴は子どものカウント方法であり、国の多子世帯支援が「保育所に預けている子どもを第1子とする」考え方であるのに対し、同市では第1子の年齢制限を設けず、同一生計の子どものうち最年長者を第1子（小学生以上でも第1子）としてカウントし、第2子以降に当たれば保育料を無償化する。予算ベースで約2億3千万円（歳入減を含む）の事業であり、他の子育て施策の予算確保が厳しくなるほどの規模であるが、市長マニフェストの最重要施策として実施しているとのことであった。

(3) 経済的支援 その2 養育費保証促進事業

ひとり親家庭の経済的自立の障害となる「養育費の不払い」に対応するため、令和4年度から、公正証書による養育費の取決めに係る費用の助成と、不払い発生時に保険会社が立替払・請求を行う養育費保証契約の初回保証料の補助を実施している。保証料補助の利用は少ないものの、公正証書の作成支援は初年度の8件から20件、21件、36件、24件と、決算ベースで毎年20件以上の申込みがある。近年の民法改正により公正証書がなくても最低限の請求が可能となったが、それを上回る額の請求には公正証書が必要であることから、制度は継続しているとのことであった。



(4) 精神的・身体的支援 その1 プレコンセプションケア推進事業

「産ませる」ことを目的とするのではなく、若いうちから自身のライフプラン・将来設計を考える一助とすることを狙いとして、プレコンセプションケア推進事業を実施している。市内3大学のうち短期大学の保育科（子どもに関わる職業を志す若者が集う学科）にアプローチし、昨年度から授業の一つに講座を組み込んでいる。将来的には、卵巣機能検査や葉酸の取り込みに関する検査費用の助成も目標として掲げている（未予算化）とのことであった。

(5) 精神的・身体的支援 その2 ファミリーサポートセンター事業

お願い会員・任せて会員によるボランティアの相互援助の仕組みに加え、病気の回復期や急な発熱時の送迎対応等を含む「病児緊急対応強化型」まで拡大して実施している。事業構築に当たっては、先進

地である埼玉県内の自治体（浦和・川口等）への視察も行ったとのことであった。

（6）精神的・身体的支援 その3 おむつのサブスク事業

公立保育所において、おむつに名前を書いて園児ごとに管理する業務の解消と保護者の負担軽減を目的に、定額制のおむつサブスク事業を今年度から実施している。保護者が事業者と契約すれば月額2,290円でおむつとおしりふきが使い放題となり、持参が不要となる。価格面への意見を踏まえ、トイレトレーニングが始まる2歳児からは1,480円となる割引プランも設けており、現在0～2歳児の利用率は約50%まで浸透しているとのことであった。

（7）こどもの居場所づくり推進事業（こども食堂支援）

こども食堂に対する支援として、①立ち上げから運営までのコーディネート（設立支援）、②運営補助、③企業・個人からの寄贈物資等を保管・流通させる物流拠点の設置・運営、④国や民間企業の補助事業に係る申請支援、の4本柱で事業を展開している。

（8）こども施策の推進 その1 こども審議会の機能強化

国の方針に沿い、子ども・子育て支援、若者支援、貧困対策の3計画を「飯塚市こども計画」に一本化するとともに、複数あった審議会も「こども審議会」に一本化した。審議事項が多岐にわたる一方で委員数には限りがあるため、任意に「専門部会」を設置して委員構成を可変とし、例えば公立保育所での医療的ケア児の受入れ検討時には関係する医師・園長に当該審議のみ委員として就任してもらう等、必要に応じて専門家を招へいできる仕組みとしている。公立保育所の外部評価、苦情解決の第三者委員会、子育て支援センターの事業者選定プロポーザルなども専門部会として実施しているとのことであった。

（9）こども施策の推進 その2 職員の特別休暇の拡充（孫休暇）

事業所としての取組として、市職員の特別休暇の適用範囲を拡充している。従来は自身の子に限られていたものを孫まで広げ、子又は子の配偶者の出産への立会い・支援に5日以内、孫の看護に5日以内の特別休暇を取得できるようにした。祖父母世代が子育てに関わるのが一般化していることを踏まえ、民間で先行していた「孫休暇」に追従したものとのことであった。

（10）こども・若者プラザいいづかの概要

こども・若者プラザいいづかは、中心市街地の飯塚バスターミナルに隣接する再開発ビル「あいタウン」の2階（市が保有するフロア）に、青少年関係の相談支援機関を集約して令和8年4月1日に運用を開始した施設である。面積は467平方メートル、開館時間は9時30分から18時15分まで、休館日は日曜・祝日及び年末年始である（条例上は土曜日でも休館であるが、現在は試行として土曜日でも臨時開館し、



づか



こども・若者プラザいづか

利用動向を見定めている）。

入居機関は、①飯塚市少年相談センター（対象：小学生から１８歳未満。地域の見守り・補導活動等）、②飯塚市第２教育支援センター（対象：義務教育の児童生徒。不登校対応。従来の「適応指導教室」から名称変更されたもので、旧穂波町庁舎内の既存センターだけでは不登校児童生徒の増加に対応できないことから増設された）、③飯塚市消費生活センター（年齢制限なし。定住自立圏を形成する飯塚市・嘉麻市・桂川町の３自治体による共同設置）、④福岡県若者就職支援センター（対象：１５歳からおおむね３９歳まで。県が福岡・北九州・久留米・飯塚の４市に設置する就職支援機関）の４機関であり、幅広い年齢層が利用できる構成となっている。

また、相談機関の集約にとどまらず「こども・若者の居場所」となることを狙いとして、自習スペースとフリースペースを設置している。思春期から青年期までの方を対象とし、個別に区切られた自習席、飲食可能なフリースペース、館内Wi-Fi（無料・時間制限なし）、各テーブルのコンセントを備え、全体で約４５席を確保している。

（11）設置の背景・経緯

設置の背景には、各相談機関が抱えていた課題があった。少年相談センターは１９７２年建築の旧交番の払い下げを受けた施設で老朽化が進み、施設が狭く相談者が入りづらいため相談実績が年間１件程度という状況にあり、早急な移転が必要であった。教育支援センターは在籍者の増加に対応できず、また保護者の送迎が必要で児童生徒が公共交通機関で自力通所することが困難な立地であった。さらに、図書館は夏休みには整理券が飛び交うほど混雑し、地区交流センターの自習コーナーは利用者が高齢者主体であるなど、こども・若者の居場所が不足しており、こども計画策定時の意見聴取でも自習スペースを求める声が上がっていた。加えて、県・市の相談窓口が地理的に分散し、たらい回しや遠距離移動により「相談する気にならない」現状があった。

こうした課題を踏まえ、「相談機関の集約」「こども・若者の拠点」「アクセスの向上」「民間のこども・若者支援団体との連携」を柱として本施設を整備した。移転先をあいタウンとしたのは、バスターミナル隣接で市内各所からバスで来られる交通利便性（東西２０キロメートル四方の広い市域における交通弱者への配慮）に加え、同ビル内に既に、私学協会が設置する高校生の不登校対策のための「飯塚学習支援センター」、厚生労働省の「筑豊若者サポートステーション」、「障害者就業・生活支援センター」といった相談機関が入居しており、４機関を加えることで「あいタウンに来さえすれば、どこ

かの相談につながる」体制を構築できると考えたためとのことであった。

(12) 整備手法と財源

本施設のフロアは、再開発計画に伴い市が床面積を保有し続ける必要があるフロアであり、従来はボランティアセンター機能を持つ市民交流プラザが入居していたが、市民活動の拠点を中心公民館（イイヅカコミュニティセンター）側へ集約することとなり、フロアに空きが生じることが前提としてあった。床の保有に伴う入居料・借地料・管理経費は施設の有無にかかわらず固定経費として発生し続けるため、新たな財源で新施設を作ったのではなく、既存施設（床）の有効活用として本施設を整備したものである。財源は一般財源１００％であるが、従来から固定経費であったものの使途が変わっただけであり、財源の増減はないとの説明があった。企業からの財政的支援は受けていないが、民間団体との連携として、こころとからだに関する相談事業を行う「まちの保健室」を誘致している。これは、こども家庭センターの特別職である医師が福岡市・警固公園での夜回り活動を行っていた人的つながりから実現したものとのことであった。

(13) 利用状況と職員体制

自習スペースの利用者数は、開設直後の４月は周知不足（高校生は市ホームページを見ない）から４３人程度であったが、６月には１７５人まで増加している。夏休みには冷房の効いた自習スペースへのニーズが高まることから、７月中に高校を回ってチラシを配布し、広報活動を行う予定とのことであった。相談実績については、消費生活センターは年間１，０００人を超える相談者があり、若者就職支援センターも年間２５０件程度の利用がある。少年相談センターは旧施設では相談者が年間１～３人と極めて少なかったため、若者が集まる場所に移転したことによる相談増加を期待している。教育支援センターは、既存の第１（在籍者は年間常時２０名程度）に新学期時点で６人、新設の第２に６人が在籍しており、バスターミナル横という立地から今後の増加が見込まれるとのことであった。

職員体制は、少年相談センターに会計年度任用職員４名（市職員ＯＢ、民生委員・児童委員、精神保健福祉士、警察ＯＢ）、第２教育支援センターに会計年度任用職員２名（教職員ＯＢ）、若者就職支援センターは県の委託事業者１名が常駐、消費生活センターは消費生活相談員の国家資格を持つ４名（会計年度任用職員）を配置している。なお、本庁にはこども家庭センターを設置し、重層的支援体制整備事業（社会福祉協議会へ委託）と併せて、正職員６名（保健師２名、社会福祉士１名ほか）、会計年度任用職員の相談員１１名（保健師１名、社会福祉士３名、看護師３名、教員資格者１名ほか）を配置するとともに、非常勤特別職として弁護士、小児科医師、心理士（大学教授）、児童相談所長経験者等の専門家が個別ケース会議等に参画する体制を取っている。寄せられる相談は、非行・万引き・親の財布からの金銭持出し等の問題、不登校、インターネット上の課金トラブル、履歴書の書き方など多岐にわたるとのことであった。

(14) あいタウン内支援機関の連携（連絡会の設置）

本施設の開設により、あいタウン内には、少年相談センター、第２教育支援センター、消費生活センター、県若者就職支援センター、まちの保健室に加え、従来から入居する筑豊若者サポートステーション、障害者就業・生活支援センター、飯塚学習支援センターの計８機関が集積することとなった。従来は、省庁や設置主体の違いから相談者を他機関へ紹介すること自体がはばかれる状況があったが、公

的機関である市が呼びかけることで各機関の賛同を得て、相互に相談者を紹介し合う枠組みとして「連絡会」を7月に設置する予定である。お互いが顔見知りになり、各機関の得意分野を把握した上で連絡調整を行うことにより、機関の垣根を越えた連携の実現を目指しているとのことであった。視察では、施設整備の経緯だけでなく、運営開始後の利用状況や成果指標、多機関連携の手法などについても活発な意見交換を行い、多くの知見を得ることができた。

4 質疑応答

Q 1 施設整備の財源と民間との連携は。

A 1 市が保有し続ける再開発ビルの空きフロアを活用したもので、固定経費の使途が変わっただけで財源の増減はない。企業から財政的支援は受けていないが、「まちの保健室」は専門家の人的つながりを生かして誘致した。

Q 2 デジタル・オンライン相談の取組は。

A 2 市公式SNSによる個別相談は情報管理上実施していない。一方、民間との連携により、分身ロボット「OriHime」を介して重度障害のある相談員が遠隔で相談に応じる取組を試行しており、若者が相談につながる新たな手法として可能性を感じているとのことであった。

「OriHime」の取組では、カウンセリング資格を持つ重度障害者が自宅からロボットを遠隔操作して相談に応じる。相談者と相談員双方のプライバシーを保ちやすく、ロボットへの興味をきっかけに若者が相談につながる例もあるとのことで、対面相談だけでは届きにくい層への新たな相談チャネルとして興味深い取組であった。

Q 3 相談機関を集約した効果は。

A 3 不登校の生徒が進学・就職を考える際、教育支援センターの隣に就職支援の専門家がいるため、切れ目なく支援できる。さらに、市が連絡会を立ち上げることで、国・県・民間を含む機関同士が相談者を紹介し合える環境づくりを進めている。

Q 4 教育支援センターは学校復帰を前提としているのか。

A 4 従来の学校復帰率を重視する考え方から変化しており、教室復帰だけにこだわらず、本人の意思を尊重しながら社会的自立につなげる方向となっている。

Q 5 開館日・時間の拡大は。

A 5 条例上は土曜日も休館だが、現在は臨時開館して利用動向を検証している。夜間についてはビルの出入口が19時に閉まる制約があり、利用者のニーズを見ながら今後検討する。

Q 6 他自治体が参考にすべき点と成果指標は。

A 6 公共施設の空きスペースと分散する相談機関という二つの課題を、財産活用・行政改革の視点から結び付けたことがポイントである。成果指標としては、①相談件数、②他機関へつないだ件数、③居場所としての稼働率が重要とのことであった。

担当者からは、施設の状況を把握する財産活用部門が行政改革の視点を持ち、分散する機関の状況を横断的に把握することが実現への近道との説明があった。教育支援センターの移設など関係部署との調

整が必要な課題もあったが、施設の有効活用と支援機能の向上を同時に実現する方向で調整を重ねたことが紹介された。

5 所見

本視察で最も大きな示唆を受けたのは、既存の公共施設ストックを有効活用し、行政改革とこども施策を結び付けた点である。市が保有し続ける床を、相談機関と若者の居場所へ転用した整備手法は、限られた財源の中で政策効果を高める実践的な事例である。また、財政・企画・行政改革等の経験を持つ職員が施設と事業を横断的に捉えたことも、縦割りを越えた政策形成の重要性を示している。

飯塚市の事例は、施設整備の起点が「空きスペースの活用」であっても、相談機関の分散、居場所不足、アクセス困難といった政策課題と結び付けることで、新たな価値を生み出せることを示している。施設単体の最適化ではなく、市全体の公共施設と支援機能を俯瞰し、既存資源の組み合わせを変えろという視点は、本市における公共施設マネジメントを考える上でも重要である。

次に、「相談窓口」だけを設けるのではなく、Wi-Fiや電源を備えた自習スペースという若者が自然に集まる「居場所」を入口として相談につなげる動線設計が特徴的であった。教育支援、就職、消費生活、少年相談など対象や分野の異なる機関を同じ場所に配置することで、ライフステージの変化にも切れ目なく対応できる。

さらに、市が触媒となって国・県・民間の支援機関をつなぐ連絡会を設けたことも重要である。施設を同じ建物に集めるだけでは連携は生まれず、互いの役割を理解し相談者を適切につなぐ仕組みを意図的につくる必要がある。飯塚市の取組は、既存資源を「集約し、つなぐ」ことで支援の実効性を高めるモデルとして高く評価できる。

また、施設整備に先立つこども施策全体についても、出生動向などのデータから対象を明確にし、保育料無償化、養育費支援、保育現場の負担軽減などを組み合わせている点が印象的であった。個々の事業を単独で実施するのではなく、課題分析に基づいて施策をパッケージとして構成する考え方は、事業の優先順位や効果を検討する上で参考となる。

6 本市への示唆

第1に、公共施設の再編・複合化を検討する際、財産活用部門と福祉・教育部門が連携し、空きスペースや遊休床を「居場所と相談の拠点」として活用する視点である。新たな施設を建設することから考えるのではなく、既存施設と既存事業を俯瞰して組み合わせる発想が重要である。

第2に、相談支援機関の集約とアクセス性である。相談窓口の分散は、相談者にとって移動や心理的な負担となる。駅やバスターミナル、商業施設など、こども・若者が自力で訪れやすい場所に機能を集約するとともに、行政が中心となって関係機関の連携を実質化することが重要である。

特に、こども・若者にとって「相談のためだけに行政施設へ行く」ことは心理的なハードルになり得る。日常的に利用できる自習・交流スペースと専門的な相談機能を同じ場所に置くことで、必要なときに自然に支援へつながる環境をつくるという発想は重要である。本市においても、相談窓口の配置を検討する際には、行政側の組織区分ではなく、利用者の動線を起点として考える必要がある。

第3に、中高生・若者の居場所づくりである。無料の自習スペースは、それ自体が若者支援であると

同時に、必要なときに相談機関へつながる入口にもなる。学校復帰だけを目的としない不登校支援、対面以外の相談手法、相談件数・他機関接続件数・稼働率などの成果指標についても、本市の今後の施策を検討する上で参考となる。

飯塚市では、開館日や開館時間について利用者や議会から意見が出ており、まず土曜日を試行的に開館して利用状況を検証している。最初から完成形を固定するのではなく、実際の利用状況や若者の声を踏まえて段階的に運用を見直す姿勢も参考となる。居場所を整備する場合には、場所を用意するだけでなく、利用者ニーズを継続的に把握し、運営に反映する仕組みが必要である。

7 結語

飯塚市の取組は、公共施設ストックの有効活用という行政改革と、こども・若者の居場所づくり・相談支援を一体化した事例であった。開設から間もなく効果検証はこれからであるが、自習スペースの利用増加や8機関による連携体制づくりなど、居場所を入口に相談へつなぐ仕組みが動き始めている。

さらに、施設の評価に当たっては単純な利用者数だけでなく、相談につながった件数や他機関へ適切に接続できた件数など、施設の目的に即した成果指標を設定することが重要である。今後、飯塚市で連絡会の運用や利用者の増加がどのような成果につながるのか、継続して注目したい。

本視察を通じ、こども・若者支援では、新たな施設や財源の確保だけでなく、既存の施設・機関・人のつながりを俯瞰し、効果的に集約・接続する視点が重要であると認識した。本市においても、こども・若者支援と公共施設マネジメントを一体的に捉え、本視察で得た知見を今後の政策提言や施策の検討に生かしていきたい。

